

助成金額はどのように計算されます(計算の一例です)

【計算手順】

- ① 工事金額合計のうち、助成対象工事を 100 万円(介護保険 20 万円含む)まで助成します。
- ② 対象工事は住まいの改良相談員が「訪問調査により決定した改修工事」とします。
- ③ 決定通知書を受け取った後、改修工事を開始してください。
- ④ ②で計算した金額に助成率(下表参照)を掛け合わせた結果が、助成金の額です。

世帯区分(生計中心者の課税状況等)	助 成 率	自己負担率
生活保護	3 / 3	0
市民税非課税	9 / 10	1 / 10
所得税非課税・市民税均等割課税	9 / 10	1 / 10
所得税非課税・市民税所得割課税	2 / 3	1 / 3
所得税課税(7万円以下)	1 / 2	1 / 2
所得税課税(7万円超)	1 / 3	2 / 3
所得 600 万円超(給与 800 万円超)	助成されません	3 / 3

例えば、生計中心者(世帯構成員の中で前年分の総所得金額が最も高い方)の所得税額が 5 万円の世帯への助成率は、2 分の 1 になります。

訪問調査の結果、20 万円分の介護保険対象工事を含む 134 万円の改修工事が決定した場合、以下のとおり助成額は 40 万円になります。(対象者の介護保険の自己負担割合が 1 割ならば、世帯の負担額は 76 万円になります。)

工事金額合計 134 万円				
助成制度 限度額超過 34 万円	助成制度限度額 100 万円			
	介護保険 20 万円(注1)		助成制度(介護保険除く)上限 80 万円(注1)	
	自己 負担 2万円 (注2)	保険 給付 18万円 (注2)	自己負担 40万円	助成金 40万円 (80 万円×助成率 2 分の 1)
A	B	C	D	E
助成金 E=40 万円 介護保険給付 C=18 万円 世帯の負担 A+B+D=76 万円				

(注1)助成対象工事の内に、介護保険等を利用できる工事がいくら含まれているかや、介護保険住宅改修費等の利用可能額がいくら残っているかに関わらず 20 万円を差引きます。

(注2)B 欄と C 欄の額は、介護保険の自己負担割合により変わります。

<<要注意>>

- 以下のような場合は、助成金の支払を保留したり、一部又は全部を助成しない場合があります。
 - ① 住宅改修助成事業決定通知前に施工した場合
 - ② 入院、入所などで在宅できない場合…早急に財団の係へ連絡を(078-743-8323)
 - ③ 介護保険の有効期間の満了日を迎え、更新をしなかったり更新結果が「非該当(自立)」の場合
 - ④ 申込受付日から 1 年以内に完了してください
- 申込者が助成金相当額を含めた工事代金を施工業者に支払い、後に精算をめぐりトラブルが生じたり、工事の出来具合や補償についてトラブルが生じた場合も神戸市並びに神戸在宅医療・介護推進財団は一切関与しませんので、必ず施工業者に確認してください。